

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

変わる移民政策：韓国における外国人支援：  
政府，自治体，そして支援組織を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 呉, 泰成 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00001179">https://doi.org/10.15021/00001179</a>

## 韓国における外国人支援 —政府、自治体、そして支援組織を中心に—

呉 泰成

### 1. はじめに

外国人定住化の進展に伴い、従来の就労から居住、医療、教育などへの対応が必要になっていく。日本では出稼ぎから定住への問題関心が1990年代半ばからみられ(宮島・梶田編1996)、集住がみられる自治体では国家レベルの無策にも関わらず先進的な対応を行ってきた(樋口2005; 駒井・渡戸編1997)。一方で韓国は、2000年代の半ばから急増する「国際結婚」とそれに伴う家族形成が外国人定住化への大きなインパクトとなり、それに伴い政府、自治体の対応も2006年から本格化している。では1980年代外国人の流入が始まって以来、外国人の居住に伴う多様な問題への対応はどのように行われていたのか。また政府、自治体の対応が本格化することでどのような問題が生じるのか。本稿では、外国人支援に焦点を当て、これまでの政府、自治体、そして支援組織の取り組みを検討することを目的とする。

### 2. 韓国の在留外国人の現状

まず、在留外国人の現状から検討を行おう。『출입국관리통계연보 (出入国管理統計年報)』を基に1997年から2006年まで大まかな在留外国人数の変化を示したのが表1である。在留外国人のうち、90日以上長期滞在する外国人は2006年現在約66万人であり、総人口の1.37%を占める<sup>1)</sup>。近年みられる長期滞在の外国人の増加要因の1つは、1999年から施行された「在外同胞法」によって海外に居住する外国籍を持つエスニック韓国人が「在外同胞」という在留資格を通じて滞在、ビジネス活動が可能になったことによる<sup>2)</sup>。在外同胞が90日以上滞在する場合に行う「居所申告」は、2006年に約3万人となり、その主な国籍はアメリカ(20,994人)、カナダ(4,426人)、オーストラリア(1,798人)となっている。その中でエスニック韓国人でありながら、中国朝鮮族(以下、朝鮮族)が入っていないことに注目したい。

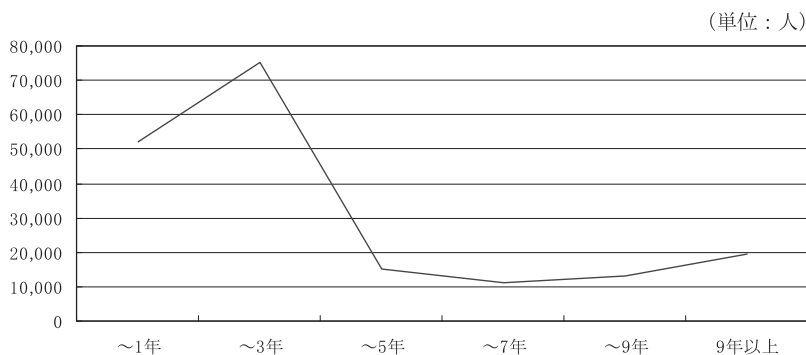
次に、非正規滞在者は2001年在留外国人の45%まで達していたが、2003年8月に行われた「合法化措置」以降に減少し、現在では全体の在留外国人の約2割を占める<sup>3)</sup>。非正規滞在者の在留期間を2006年の統計データから検討すると(図1)、非正規滞在者の185,880人の約28%が1年未満滞在であり、3年未満までが全体の約69%を占める。そして、3年以上滞在者が全体の3割であり、9年以上滞在している人も

表1 韓国における在留外国人（単位：人）

	1997	1999	2001	2003	2005	2006
在留外国人	386,972	381,116	566,835	678,687	747,467	910,149
外国人登録者	176,890	168,950	229,648	437,954	485,144	631,219
居所申告	-	-	14,736	22,307	25,365	29,388
非正規滞在者	148,048	135,338	255,206	138,056	180,235	185,880

在留外国人には、短期滞在者、外国人登録者、在外同胞の居所申告者、非正規滞在者が含まれる。居所申告とは、在外同胞が90日以上滞在用する場合行うもので、外国人登録に類似したものである。本稿で取り上げる非正規滞在者は、「16歳から60歳まで」の者のみである。その理由は2002年までこれらの年齢でしかデータを公表しなかったからであり、またデータの一貫性を保つためである。

( 법무部 『출입국관리통계연보』 各年度から筆者作成 )



( 법무部 『출입국관리통계연보』 から筆者作成 )

図1 非正規滞在者の在留期間別（2006年）（単位：人）

10.4%（19,418人）を占める。

では、外国人登録者はどうだろうか。2006年のデータを基に検討してみると、2つの特徴が見られる。その1つが、いわゆる単純労働者の枠に含まれる研修制度、雇用許可制度などに関連する在留資格を持つ外国人が外国人登録者全体の6割を占めることである。これら単純労働者以外の就労が可能な在留資格（例えば教授、会話指導など）の占める割合が4.4%であるので、両者を合わせると外国人登録者の約65%が一時滞在の外国人労働者であることが分かる。その他の在留資格として上位を占めるのは、配偶者14.9%、留学生4.7%である。

外国人登録者のもう1つの特徴は、朝鮮族が全体の35.1%を占めることである（詳細は表2参考）。朝鮮族を除く中国人（90,298人）とあわせると、外国人登録者の約5割を中国人が占めることになる。韓国にもっとも多いエスニック集団である朝鮮族は、かつて朝鮮半島に居住し、政治・経済的理由などで中国に移住した人とその子孫であり、1980年代後半から出稼ぎ目的でUターンしている。しかし滞在や就労の制限から非正規滞在者と化した。在外同胞法施行以前の1998年と「合法化措置」以前の

表2 2006年在留外国人のうち朝鮮族(単位:人)

2006	在留外国人	外国人登録者	うち配偶者	非正規滞在者
総数	910,149	631,219	93,789	185,880
うち朝鮮族	236,854	221,525	35,801	29,472
割合(%)	26%	35.1%	38.2%	15.9%

配偶者は外国人登録者のうち、配偶者(F-1-3)と国民配偶者(F-2-1)を合わせた数値である。  
(법무부『출입국관리통계연보』から筆者作成)

表3 韓国における総結婚件数と「国際結婚」(単位:件数)

	1997	1999	2001	2003	2005	2006
総結婚件数	388,591	362,673	320,063	304,932	316,375	332,851
国際結婚	12,448	10,570	15,234	25,658	43,121	39,690
割合(%)	3.2	2.9	4.8	8.4	13.6	11.9
外国人男性	3,182	4,795	5,228	6,444	11,941	9,482
外国人女性	9,266	5,775	10,006	19,214	31,180	30,208

(統計庁データベース(www.kosis.kr)から筆者作成)

2002年の朝鮮族全体の中で非正規滞在者が占める割合はそれぞれ70.3%と67.4%であり、朝鮮族の3人の2人が非正規滞在者であった。また非正規滞在者全体のうち朝鮮族が占める割合はそれぞれ26%と27.6%であったが、表2のように2006年には15.9%となっている。

一方で、韓国の在留外国人の増加や定住化との関連で無視できないのが「国際結婚」であろう。統計庁のデータを元に、1997年から2006年までの「国際結婚」と関連する項目を取り上げたのが表3である。全体の結婚件数のうち「国際結婚」が占める割合は2003年ごろから高くなっていて、また配偶者の外国人女性の割合も高まっている。

配偶者の外国人女性の主な国籍は表4が示すようになっている。2006年の場合約5割を占めるのが中国である。次がベトナム、フィリピンであるが、この地域からの外国人女性は近年急激に増加する傾向にある。中国国籍者のうち、朝鮮族がどのくらいの割合であるかは法務部『出入国管理統計年報』の配偶者ビザから推定できる。例えば2006年の配偶者ビザを持つ外国人女性82,828人のうち朝鮮族女性は31,183人の37.6%を占めていた。

以上の在留外国人の分析から見られる特徴として3つが指摘できよう。第1に、在留外国人は年々増加しているが、全体の割合では国際結婚による配偶者より、依然として一時滞在の外国人労働者が多数を占める。第2に、非正規滞在者は2003年の合法化措置により減少したが、全体的に高い割合でしかも滞在も長期化している。第3に、在留外国人と配偶者の多くはエスニック的には朝鮮族が占めている。

表4 配偶者の外国人女性の国籍（単位：件数）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
総数	10,006	11,017	19,214	25,594	31,180	30,208
中国	7,001	7,041	13,373	18,527	20,635	14,608
ベトナム	134	476	1,403	2,462	5,822	10,131
日本	976	959	1,242	1,224	1,255	1,484
フィリピン	510	850	944	964	997	1,157
その他	1,385	1,691	2,252	2,417	2,471	2,828

（統計庁データベース（www.kosis.kr）から筆者作成）

### 3. 韓国における外国人の集住地域

1970年代から見られるようになった外国人集住地域として、米軍基地があるソウル市の梨泰院洞、外国の大使館が集住している漢南洞、商社や外交官関係の日本人約1,200人の居住する二村洞、そして1985年フランス学校がこの地域に移転したことで約800人が居住しているとされるソウル市の盤浦4洞が知られている（김지선 2006）。一方で、1990年代の単純労働者の流入以降、1990年代後半からは工場、工業団地（以下、工団）を中心に外国人労働者の集住がみられるようになった。

行政自治部による『국내거주외국인실태조사（国内居住外国人実態調査）』によると2007年5月現在、90日以上滞在する外国人はソウルを中心とする首都圏に約65%が居住しているとされ、京畿道29.7%、ソウル市28.7%、仁川6.0%とされる<sup>4)</sup>。外国人住民が1万人を超える自治体は16ヶ所で、2006年の8ヶ所より2倍に増加している<sup>5)</sup>。また外国人住民が2万人を超えている自治体は、表5で示した3ヶ所——ソウル市永登浦区、京畿道安山市、ソウル市九老区——である。

3つの自治体のうち、九老区と永登浦区の一部は、朝鮮族の集住がみられ「ソウルの中の延辺」とも呼ばれる。九老区の周辺で朝鮮族の集住が見られるようになったのは1999年からである。その背景には、1) 1970年代韓国の経済発展を担っていた九老工団が位置し、そこに就労する出稼ぎ労働者を対象とした安価な居住空間が形成されていたこと、2) ソウル周辺にも移動しやすく、3) 朝鮮族が多く就労する建設業やサービス業の斡旋業者も多く存在したことがある<sup>6)</sup>。2001年10月の韓国の中央日報の記事によれば、当時九老区には中国関連の食料品、雑貨、飲食店など40のエスニック・ビジネスが集中し、約3万人の朝鮮族が居住していたという。中央日報が行ったインタビュー調査では、調査対象者の73%が非正規滞在者であり、また33%が労災を受けた経験があるにもかかわらず、多くが治療費をもらっていないと報じられている。非正規滞在者として単純労働に従事する朝鮮族の集住とかかわり、地域住民から外国人犯罪や韓国人の転出による空洞化への不安が指摘されている（설동훈 2002; 『중앙

表5 外国人居住者が2万人以上の自治体（単位：人）

	総数	比率 (%)	労働者	国際結婚	子ども	その他	帰化者
永登浦区	26,807	6.5	621	1,934	427	19,836	3,989
安山市	26,715	3.8	19,642	2,815	435	2,456	1,367
九老区	20,980	5.0	4,234	1,433	422	11,932	2,959

総数は90日以上自治体に滞在する外国人居住者の数である。比率は2007年4月現在韓国人の住民登録者との対比である。子どもは「国際結婚」による配偶者の18歳未満の者を指す。その他には、留学生、商社駐在員などが含まれる。帰化者は婚姻による帰化やその他の事由による帰化者の合計である。

(행정자치부 (2007b) から筆者作成)

일보』2001.10.22-24)。しかしエスニック・ネーションとしての性格の強い韓国では、朝鮮族を単なる「非正規滞在者の外国人」として扱うことには反撥がある。逆に出入国管理政策の厳格化や在外同胞法からの排除が朝鮮族を非正規滞在者と化したという非難も看過できない。このような朝鮮族に対する「二重のまなざし」、すなわち非正規滞在者とエスニックな紐帯を持つ同じ民族であるという属性が、政府、自治体、そして地域住民にとって1つのジレンマであったといえよう。

外国人が多く住む安山市も九老区と同様の外国人集住の背景を持つ。かつて安山市は、ソウルに集中した産業を分散するために1976年から計画、建設された2つの工団——半月工団と始華工団——で働く労働者の居住地として形成された地域である<sup>7)</sup> (Park and Markusen 1999: 150-152; 박배균・정건화 2004)。特に、1997年アジア通貨危機や周辺に新たな商業圏が開発されたことで安山に居住する韓国人の転出が起り、その代わりに転入してきた外国人によって1990年代半ばから外国人の集住が見られるようになったとされる<sup>8)</sup>。工団が隣接している地理的要因と工団で働く労働者のための安価な居住空間が形成されたことから、外国人労働者を招くプル要因として作用した。そして居住する外国人の増加に伴い、70ともいわれるエスニック・ビジネスが形成され、二次的な増加ももたらしている (오경석・정건화 2006; 박배균・정건화 2004)。

このように1990年代後半から外国人労働者流入による集住地域が形成されたものの、自治体の取り組みはほとんど見られない。それに代わり就労や居住に伴う様々な問題は、その地域にある外国人支援組織が取り組んできた。自治体の取り組みが積極的ではなかった要因として考えられるのは2つである。1つは、2003年の非正規滞在者の合法化以前まで、在留外国人の多くが非正規滞在者であったことで支援対象にされなかったことである。もう1つは、外国人労働者受入れの中心的存在であった研修制度が、彼らを雇用する職場に寮の提供を義務付けていたことから、地域住民との関わりが限定されていたためである。

## 4. 2006年以前の自治体による外国人支援

居住外国人に対する自治体の取り組みが積極的でなかった要因は上記に指摘した在留資格や受け入れ制度との関連のほかに、政府の国際化戦略との関わりからも指摘できる。1995年金泳三政権の「世界化宣言」は、経済のグローバル化で生き残るための戦略として国際通商、国際交流といった動きに重点をおいていた。政府の国際化戦略に合わせた形態で、自治体も外国の都市と姉妹都市関係を結び国際交流を進めていたことで、むしろ国外にも関心が向けられていた（양기호 2006）。

とはいえ、このような状況で、一部の自治体では居住する外国人に対する支援が行われていた。自治体が直接運営に関わるか、民間組織に委託する方法で国際交流財団（あるいは国際交流センター）を通じて1999年から光州、2005年から釜山、仁川、大田といった自治体が国際交流とともに、定住外国人へのサービス提供を行った。またソウル市でも、2003年からソウル外国人総合支援センターを通じてビジネス及び生活者のための外国人への総合相談サービス提供していた（행정자치부 2007a; 양기호 2006）。特に工場や工団などで働く外国人労働者に対する支援に早い段階から取り組んできた自治体として、ソウル市の城東区と京畿道の安山市がある。

城東区は、約2,000カ所の中小工場が密集している地域で、約4,000人の外国人労働者—そのほとんどが非正規滞在者—が居住するとされている（성동외국인근로자센터 2004）。城東区では2001年12月に外国人勤労者センターを設立し、民間組織に委託してセンターを運営している。センターでは地域に居住する外国人労働者に対する韓国語教育、法律相談、医療支援、文化行事開催などを行い、親と同居する子どもも多いことから「放課後教室」を開いている<sup>9)</sup>。一方、外国人労働者の集住地域として知られる安山市には、自治体のうち唯一、外国人関連業務のみを担当する外国人勤労者福祉支援課がある。これは地域の外国人支援組織の要望に対応した形で2005年5月から市役所内ではなく、外国人集住がみられる安山市元谷洞に位置している。エスニック・ビジネスが集住していることで週末に約5万人の外国人が訪問するとされる元谷洞では、外国人支援組織と自治体が「国境なき町作り」への取り組み、また地域を「多文化特区」に指定しようとする動きも見られる。（행정자치부 2007a）。

## 5. 支援組織による外国人支援

政府、自治体の外国人支援が本格化する以前まで、その役割を担っていたのは支援組織である。支援組織の多くは、研修制度導入で外国人労働者の受入れが本格化した1994年から1997年にかけて活動を開始している。支援組織は2000年現在約200とされるが、調査対象になった90のうち87.7%が宗教団体であった。宗教団体の内訳は、

カトリック教会 12.2%で、プロテスタント教会などが 75.6%を占める（설・박 2000）。小ヶ谷ら（2001）の日本における支援組織に関する調査では市民団体をもっとも多かった（45.6%）ことと対照的である。支援組織に宗教団体が多く関わっていることは宗教が持つ人道的側面の他に、1960年代の政府主導の経済発展の矛盾が1970年代に表面化し、それに抵抗する形でプロテスタント教会の都市産業教会やカトリック教会のカトリック労働青年会（JOC）が積極的に関わったことと関係がある。外国人労働者の権利や人権のための闘争は、1970年代のこれらの宗教団体の活動に依拠する部分が多い<sup>10)</sup>。

また調査結果によると、7割を超える組織は外国人が集住する首都圏——ソウル、仁川、京畿——に位置し、スポーツ大会などの行事（86.4%）、医療支援事業（76.5%）、出版物製作（65.4%）、他の団体との連帯事業（64.2%）、シェルター運営（42.0%）、外国人労働者コミュニティ支援（35.8%）などの活動を行っている。なかでも就労に関連する相談はもっとも重要な活動の1つであり、その多くが賃金滞納、労災、転職に関連するものとされる（설・박 2000）。最近の支援組織の活動は、従来の外国人労働者の就労問題への対応から「国際結婚」の増加に伴う配偶者とその子どもの定住支援へと拡大しつつある（설・이 2006）。2003年から急増する「国際結婚」は、従来とは異なる新たな現状であり、それによって支援団体の対応も転換を余儀なくされている<sup>11)</sup>。

支援組織の中で宗教団体が高い割合を占めることは、組織間の連帯を取りにくい要因にもなりうる。小ヶ谷ら（2001）は宗教団体、とりわけプロテスタント教会は、教区を中心に設けられるカトリック教会と異なり、組織的なものでなく、個別的なきっかけにより支援に関わることが多いと指摘する。韓国においてプロテスタント教会は多数存在し、また宗派が異なることで地域の支援組織間の強い連帯はあまりみられない。支援組織の連合体として1995年から活動を始めている「外国人労働者対策協議会」も、運動に対するアプローチや宗派・教団の違いなどから、2000年に入り分化している。新たに2つの組織——移住労働組合と移住労働者人権連帯——が形成されたことで、現在連合体は3つになっている（박경태 2005）。

## 6. 2006年以降の政府、自治体の動き

2006年前後から韓国の外国人政策は体系化され始めた。外国人政策委員会による『외국인정책기본방향 및 추진체계（外国人政策基本方向および推進体系）』が2006年に公布され「外国人と共に生きる開かれた社会の実現」というキャッチフレーズで、人権尊重と社会統合という政策目標から様々な取り組みが行われている。特に注目すべきなのは2007年5月17日に制定された「在韓外国人処遇基本法」である。



政府の外国人政策推進体系が構築されたことから、自治体の動きも2006年から本格化している。行政自治部が中心となり、居住外国人に対する業務計画、居住外国人に対する実態調査、自治体の業務指針、標準条例案作成などに取り掛かっている。2007年3月当時の行政自治部長官は「居住外国人も地方自治法上の住民として認定する」という発言もしている。「住民」として見なすことは、地方自治法上に明示されているように外国人も自治体の財産と公共施設を利用する権利とその自治体から均等に行政の恩恵を受ける権利があり、外国人が居住する自治体はその費用を負担する義務を持つことを意味する。また選挙、住民投票など現在居住外国人に対して制限される規定も改善される必要がある。

今日の主な取り組みとしてまず、外国人労働者を対象とする「外国人勤労者支援センター」や「外国人勤労者福祉センター」がある。前者は労働部が中心となり、民間組織に委託運営している。九老区や安山市など外国人労働者が集住する地域に設置され、相談、通訳、コミュニティ支援などの業務を行っている。後者は自治体である京畿道が運営にかかわり、南楊州市（2005年10月開館）、水原市（2007年3月開館）のほか、3カ所に開館する計画である<sup>12)</sup>。前者と同様に労働相談、教育、文化行事などの活動が行われる。次に、「国際結婚」による配偶者支援には、女性家族部を中心に中央健康家庭支援センターが管理する「結婚移民者家族支援センター」が当たっている。2006年現在全国の21カ所に設置され、今後38カ所に拡大されようとしている。

ここで政府、自治体の取り組みと関連する2つの問題を検討してみる。第1は、支援対象となる外国人はどのような人であるかである。まず「在韓外国人処遇基本法」での在韓外国人とは、韓国の国籍を持たない者で韓国に居住する目的で合法的に在留する者とされる。また行政自治部の業務便覧によれば、自治体が住民とみなし支援対象とする居住外国人は、1) 国内に居住する韓国の国籍を持たない外国人、2) 韓国国籍を取得した外国人である。在留資格に対する具体的言及はないが、非正規滞在者に対しては「原則的に支援対象から排除するが、民間組織の活用を通じて基本的な人権が保障されるように努力（행정자치부 2007: 6）」という文句が書かれている。地方自治法上の住民とは、「区域内に住所を持った者（第12条）」とされている。政府、自治体の論理からは住所を持っていても合法滞在者であることが前提として要求され、合法滞在者のみが支援対象となる。したがって在留外国人の約18万人の非正規滞在者は排除される結果にならざるをえない。

第2は、政府、自治体のセンター運営と支援組織との関係である。政府、自治体を中心となる各センターは、自治体が直接運営する場合もあるが、その多くが民間組織により委託、運営される。民間組織に委託される場合、1) 民間組織と政府が運営するセンターとの機能重複や役割分担、2) 民間組織が政府と協力体制を取ることで新たな問題が発生しやすい。たとえば、宗教団体の多い支援組織の連合体が宗派・教団に

よって分化したことからわかるように、地域レベルでの民間組織間の連帯構築の困難さ、特定の支援組織が政府の取り組みに委託される可能性も排除できない。

## 7. 最後に

多様な国籍を持つ外国人配偶者の増加は、政府、自治体、支援組織の取り組みを大きく変貌させた。しかし、韓国の在留外国人は依然として短期滞在の外国人労働者が多数を占めており、さらに非正規滞在者の割合も多い。また、エスニック移民である朝鮮族の存在も無視できない。これまで宗教団体が多数を占める支援組織は1994年以来外国人労働者の受入れ制度や就労に関連する問題に対応してきた。2003年から「国際結婚」が目立つようになったことで政府、自治体は2006年以降に新たな取り組みを行っているが、韓国の在留外国人の現実すべてに対応しているとは言えない。地域住民を支援対象とした場合、城東区の外国人勤労者支援センターの事例のように在留資格の有無に関係なくすべての外国人居住者に支援することが必要である。政府、自治体レベルの支援の本格化は一部の外国人を排除する結果を招き、地方自治法上の住民の解釈との矛盾が生じ、また支援対象が固定化してしまう。また新たな取り組みにも従来の支援組織が行ってきた業務との重複や連帯形成においても、いくつかの課題をかかえている。そのようなことから今後の韓国政府、自治体、そして支援組織の取り組みに注意を払いつつ検討していく必要がある。

## 注

- 1) 長期滞在者とは、外国人登録者と在外同胞の「居所申告者」の合計である。
- 2) 在外同胞とは、外国の永住権を持つか、永住する目的で海外に居住し韓国国籍を保持する「在外国民」と外国籍を持っているが韓国と血統的紐帯を持つ「外国籍同胞」とに区分される。詳しくは呉（2007）参考。
- 3) 日本の非正規滞在者（いわゆる不法残留者）の多くは観光などの短期滞在者の占める割合が高いが、韓国の場合研修生など外国人労働者として受入れた外国人の「失踪」が多いのが特徴である。
- 4) 首都圏の集住は「国際結婚」による配偶者にも同様の傾向が見られる。行政自治部によると、国際結婚による配偶者87,964人のうち、ソウルが23,413人、仁川が4,927人、京畿が22,340人であり、首都圏の居住者は全体の57.1%である。農村地域では最近国際結婚が占める割合が高くなっているものの、総数としては決して高くないのが分かる。
- 5) 16カ所の自治体はソウル特別市5カ所（龍山区、九老区、衿川区、永登浦区、冠岳区）、仁川広域市2カ所（南洞区、西区）、京畿道9カ所（水原市、城南市、高陽市、安山市、龍仁市、富川市、始興市、華城市、金浦市）である。ちなみに、2005年現在、韓国には広域自治体が16カ所、基礎自治体が234カ所あり、合計250の自治体がある。
- 6) 九老区の場合20,980人の外国人居住者のうち、85.5%（19,868人）が朝鮮族であり、朝鮮族

- に続き中国 1,282 人, 台湾 447 人, フィリピン 228 人の順になっている (행정자치부 2007b)。
- 7) 2006 年, 半月工団では 2,071 の企業に 811,336 人が, 始華工団では 1,165 の企業に 19,178 人が就労していた (안산시청행정지원국 2006)。そのうち, 外国人労働者がどのくらい占めているかは明確ではない。
  - 8) 以前まで外国人に対し部屋を貸すことを避けていた地域住民たちも 1998 年以降には外国人に部屋を貸すようになった (박천웅 편저 2002)。
  - 9) この教室に通う子どもは, 短期ビザで親か親戚と入国したモンゴル国籍の子どもがほとんどである。
  - 10) 2つの団体と労働運動の関わりは, キム ウォン (김 2005), ホン ヒョンヨン (홍 2005) が詳しい。
  - 11) 1990 年代の半ばに見られる非正規滞在者の男性と韓国人女性の結婚においても, 外国人男性が持つ当時の配偶者資格 (訪問同居ビザ F-1) では, 就労ができず, 在留期間も 3ヶ月と短かった。したがって, 支援団体の取り組みも在留資格や就労問題に焦点が当てられていた。在留期間は 2000 年から 1 年に延長され, 2002 年には出入国管理法改正があり, 6 月からは就労も可能になった。詳しくはジョン ヘシル (정 2007) 参考。
  - 12) 3カ所とは, 始興市, 安山市, 華城市とされている。

## 文 献

小ヶ谷千穂・稲葉奈々子・小笠原公子・丹野清人・樋口直人

2001 「移住労働者のエンパワーメントに向けて—支援組織による取り組みを中心に」『茨城大学地域統合研究所年報』34: 33-57。

呉泰成

2007 「変貌する韓国の移民政策—その背景と移民の処遇を中心に」渡戸一郎・鈴木江理子・A.P.F.S. 編『在留特別許可と日本の移民政策—「移民選別」時代の到来』102-119 頁 東京: 明石書店。

駒井 洋・渡戸一郎編

1997 『自治体の外国人政策—内なる国際化への取り組み』東京: 明石書店。

樋口直人

2005 「共生から統合へ」梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』285-305 頁 名古屋: 名古屋大学出版会。

宮島 喬・梶田孝道編

1996 『外国人労働者から市民へ—地域社会の視点と課題から』東京: 有斐閣。

김 원 (キム ウォン)

2005 「1970 년대 가톨릭노동청년회와 노동운동」차성환・유경순・김무용・김원・홍현영・김태일・이임하『1970 년대 민중운동 연구』서울: 민주화운동기념사업회 307-373. (「1970 年代カトリック労働青年会労働運動」チャ ソンファン・ユ キョンスン・キム ムヨン・キム ウォン・ホン ヒョンヨン・キム テイル・イ イムハ『1970 年代民衆運動研究』307-373 頁 ソウル: 民主化運動記念事業会)

김지선 (キム ジソン)

2006 「외국인공동체의 현황과 활동: '외국인 공동체', 한국 속 작은 이국들」『민족연구』28: 20-28. (「外国人共同体の現状と活動: 外国人共同体, 韓国の中で小さい異国」『民族研

- 究』28: 20-28)
- 박경태 (박크 옌테)
- 2005 「이주노동자를 보는 시각과 이주노동자 운동의 성격」 『경제와 사회』 67: 88-112. (「移住労働者をみる視覚と移住労働者運動の性格」 『経済と社会』 67: 88-112)
- 박배균 · 정건화 (박크 베큐운 · 조옌 콘피아)
- 2004 「세계화와 “잊어버림”의 정치: 안산시 원곡동의 외국인 노동자 거주지역에 대한 연구」 『한국지역지리학회지』 10 (4): 800-823. (「世界化と『忘れ去られた』政治: 安山市元谷洞の外国人労働者居住地域に対する研究」 『韓国地域地理学会誌』 10 (4): 800-823)
- 박친응 편저 (박크 초옌운編著)
- 2002 『국경없는 마을과 다문화공동체』 경기도: 안산외국인노동자센터. (『国境なき町と多文化共同体』 京畿道: 安山外国人労働者センター)
- 설동훈 (솔 도네편)
- 2002 「국내재중동포노동자: 재외동포인가, 외국인인가」 『동향과 전망』 52: 200-223. (「国内在中同胞労働者: 在外同胞か, 外国人か」 『動向と展望』 52: 200-223)
- 설동훈 · 박경태 (솔 도네편 · 박크 옌테)
- 2000 『외국인이주노동자 단체조사 보고서』 한국기독교사회문제연구원. (『外国人移住労働者団体調査報告書』 韓国キリスト教社会問題研究院)
- 설동훈 · 이란주 (솔 도네편 · 이 란주)
- 2006 『외국인근로자지원사업 (기관) 제도개선 및 중장기계획수립을 위한 연구』 근로복지공단. (『外国人勤労者支援事業(機関)制度改善及び中長期計画樹立のための研究』 勤労福祉公団)
- 성동의국인근로자센터 (城東外国人勤労者センター)
- 2004 『성동의국인근로자센터 연간보고서 제 3 권』 성동의국인근로자센터. (『城東外国人勤労者センター年間報告書 第3巻』 城東外国人勤労者センター)
- 양기호 (얀 기호)
- 2006 「지방정부의 외국인 대책과 내향적인 국제화」 『한국지방자치학회보』 18 (2): 67-85. (「地方政府の外国人対策と内向的国際化」 『韓国地方自治学会報』 18 (2): 67-85)
- 오경석 · 정건화 (오 키옌소크 · 조옌 콘피아)
- 2006 「안산시 원곡동 ‘국경없는 마을’ 프로젝트: 몇 가지 쟁점들」 『한국지역지리학회지』 12 (1): 72-93. (「安山市元谷洞『国境なき町』プロジェクト: いくつかの焦点」 『韓国地域地理学会誌』 12 (1): 72-93)
- 외국인정책위원회 (外国人政策委員会)
- 2006 『외국인정책 기본방향 및 추진체계 (제 1 회 외국인정책회의자료)』. (『外国人政策基本方向及び推進体系 (第1回外国人政策会議資料)』)
- 정혜실 (조옌 헤실)
- 2007 「파키스탄 이주노동자와 결혼한 한국여성들: 파키스탄 커플 모임을 중심으로」 『여성이론』 16: 78-98. (「パキスタン移住労働者と結婚した韓国女性たち: パキスタンカップルの集まりを中心に」 『女性理論』 16: 78-98)
- 행정자치부 (行政自治部)
- 2007a 『지역사회정착지원업무편람』 행정자치부. (『地域社会定着支援業務便覧』 行政自治部)
- 홍현영 (혼 히옌요)
- 2005 「도시산업선교회와 1970년대 노동운동」 차성환 · 유경순 · 김무용 · 김원 · 홍현영 · 김태일 · 이임하 『1970년대 민중운동 연구』 pp. 375-447, 민중화운동기념사업회. (「都市産業先교회と1970年代労働運動」 차성환 · 유경순 · 김무용 · 김원 · 홍현영 · 김태일 · 이임하 『1970년대 민중운동 연구』 pp. 375-447, 민중화운동기념사업회. (「都市

産業宣教会と1970年代労働運動」チャ ソンファン・ユ キョンスン・キム ムヨン・  
キム ウォン・ホン ヒョンヨン・キム テイル・イ イムハ 『1970年代民衆運動研究』  
375-447頁 ソウル：民主化運動記念事業会)

Park, S. O. and A. R. Markusen

1999 Kumi and Ansan: Dissimilar Korean Satellite Platforms. In A. R. Markusen, Y. S. Lee  
and S. Di Giovanna (eds.) *Second Tier Cities: Rapid Growth beyond the Metropolis*,  
pp. 147-162. Minneapolis: University of Minnesota Press.

## 統計資料

### 법무부

각년도 『출입국관리통계연보』 과천 : 법무부출입국관리국. (法務部, 各年度 『出入国管理統  
計年報』 果川 : 法務部出入国管理局)

### 안산시청행정지원국

2007 『시정주요통계정보』 안산시. (安山支庁行政支援局, 2007 『市政主要統計情報』 安山市)

### 행정자치부

2006 『국내거주외국인실태조사』 행정자치부. (行政自治部, 2006 『国内居住外国人実態調査』  
行政自治部)

2007b 『국내거주외국인실태조사』 행정자치부. (行政自治部, 2007b 『国内居住外国人実態調  
査』 行政自治部)